審査基準 - 標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4786

No.	項目		内容
1	処分名		向精神薬営業者(向精神薬卸売業者)の免許
2	法令名		麻薬及び向精神薬取締法
3	法令番号		昭和28年法律第14号
4	根拠条項		第50条第1項
5	処分権者		知事
6	審査基準		 麻薬及び向精神薬取締法第50条第2項 麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について(平成2年8月22日付け薬発第852号)
		添付の有無	無
			保健所
8	協議機関名		
9	9 標準処理期間		(⑩合計期間)25日
		経由機関	10日
		協議機関	
		当該処分機関	15日
11)	問合せ		薬務課(075-414-4786)
12	備考		